

今般の景気後退を受けた障害者雇用対策の充実

1 平成20年度第1次補正予算(10月16日成立)

○ 中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充

障害者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対する助成の拡充(例:身体・知的障害者を雇い入れた事業主に対する助成期間を1年間から1年6ヶ月に拡充)を行うことにより、障害者の雇用を促進する。

○ ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援

ハローワークの就労支援機能を強化するため、障害者専門支援員を拡充(現行227名から297名)し、障害者に対して、関係機関と連携した「チーム支援」等によるきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援を行うとともに、就職後の職場定着指導等を徹底する。

2 平成20年度第2次補正予算案(12月24日閣議決定)

○ 障害者雇用の経験のない中小企業に対する奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数56~300人の中小企業)において、初めて雇用率制度の対象となるような障害者を雇用した場合に、奨励金(100万円)を支給することにより中小企業における障害者雇用の促進を図る。

○ 障害者雇用の特例子会社等の設立促進助成金の創設

障害者の安定的な雇用を確保するため、今般の景気悪化等により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金を創設する。